

利用者の個人情報の保護に関する法人内規則より抜粋

医療法人喬成会 花川病院

6. 個人情報の本人への開示と訂正

6-1 個人情報保護の理念にもとづく開示請求

当法人の利用者は、当法人が保有する自己の個人情報について、開示を請求することができる。理事長は利用者から自己の個人情報の開示を求められた場合には、情報開示の相手方を確認し、診療記録等の開示申込書の提出を受けた後、担当職員と協議のうえ、開示請求に応じるか否かを決定し、開示を拒む場合にはその理由も付して、すみやかに請求者に回答するものとする。

6-2 診療記録等の開示を拒みうる場合

[6-1]の規定にもとづく協議において、利用者からの個人情報の開示の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、理事長は開示を拒むことができるものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 開示することが法令に違反する場合

6-3 診療記録等の開示を求めうる者

当院の規定にもとづいて利用者の診療記録等の開示を請求しうる者は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者本人
- (2) 利用者の法定代理人
- (3) 利用者の診療記録等の開示請求をすることについて利用者本人から委任を受けた代理人

6-4 代理人からの請求に対する開示

代理人など、利用者本人以外の者からの開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と利用者本人との関係等につき利用者本人に対して確認のための説明をおこなうものとする。

6-5 内容の訂正・追加・削除請求

当法人の利用者が、当法人の保有する、利用者本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、訂正・追加・削除(以下「訂正等」という)すべき旨を申し出ることができる。理事長は、訂正等の請求を受けた際には、担当職員と協議のうえ、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、請求者に対して回答するものとする。

6-6 診療記録等の訂正等を拒みうる場合

[6-5]の規定にもとづく利用者からの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、理事長は訂正等を拒むことができるものとする。

- (1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- (2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- (4) 対象となる情報について当法人には訂正等の権限がない場合

6-7 訂正等の方法

[6-5]および[6-6]の規定にもとづいて診療記録等の訂正等をおこなう場合には、訂正前の記載が判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示し、併せて訂正等の日時、事由等を付記し

ておくものとする。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記しておくものとする。

6-8 利用停止等の請求

利用者が、当法人が保有する当該利用者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、または消去(以下「利用停止等」という)を希望、する場合はその旨を申し出ることができる。理事長は利用停止等の請求を受けた際には担当職員と協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求者に対して回答するものとする。

6-9 「診療情報の提供に関する指針」にもとづく開示

利用者からの診療記録等の開示請求が、医師・医療機関と利用者等との信頼関係の構築、疾病や治療に対する正しい理解の助けとすることを目的としたものである場合には、日本医師会「診療情報の提供に関する指針」にもとづいて対応するものとする。

附則

平成17年4月1日施行

平成 18 年 9 月 6 日見直し後一部改訂

平成 26 年 6 月 13 日改訂

平成 28 年 11 月 17 日改訂

令和 3 年 10 月 30 日改訂

令和 6 年 8 月 30 日改訂